

丹波市下水道使用料のあり方について

第5回 審議資料

- 下水道使用料の改定案について
- 下水道使用料に係る生活保護減免制度の廃止について
- 下水道使用料改定の概要について

平成31年2月5日（火）

丹波市建設部下水道課

目 次

1.	下水道使用料の改定案について	
(1)	改定案の試算条件	……1
(2)	使用料収入見込額と改定案の試算結果	……2
(3)	現行使用料と改定案比較	……3
(4)	近隣6市と改定案比較	……4
(5)	下水道使用料新旧比較表	……8
(6)	丹波市内の使用水量別の件数等調べ	……9
(7)	兵庫県内自治体との比較	……10
(8)	使用料改定案のまとめ	……12
2.	下水道使用料に係る生活保護減免制度の廃止 について	……13
3.	下水道使用料改定の概要について	……15

(はじめに) 今回の審議会では、新改定案及び生活保護減免制度について、審議をいただきます。

1. 下水道使用料の改定案について

今回の審議会では、前回の審議会意見集約の結果を条件に加えた改定案を審議します。

前回の審議会での意見集約の結果、基本条件としては、基本水量は現行 10 m³を5 m³とし、基本使用料は現行より引き下げる。累進区分数は現行2区分から5区分か6区分とし、市内最大使用水量 5,000 m³当たりの使用料増加割合を影響幅が最も少ない改定案 B、B2 の 16.7%から次に少ない改定案 B3 の 22.3%の間に設定することとなりました。

その結果は、表1「第4回審議会意見とりまとめ」となっています。

表1 第4回審議会意見とりまとめ

項目名	現行	改定の方向性
基本水量	10m ³	減らす。(5m ³)
基本使用料	2,700円(税抜)	引き下げる。
累進区分数	2区分 (1~60m ³ 、61m ³ ~)	5、6区分 (6~20m ³ 、21~30m ³ 、31~50m ³ 、51~80m ³ 、81m ³ ~) ※6区分の場合は、6~10m ³ で区切る。
大口使用者の負担増額割合	-	16.7%~22.3%

(1) 改定案の試算条件

前回の改定案に対する今回の改定案は、改定案 B2 を元に、基本水量を5 m³に設定し、累進区分を5区分から、6区分(6 m³~10 m³、11 m³~20 m³、21 m³~30 m³、31 m³~50 m³、51 m³~80 m³、81 m³以上)で試算し改定案 B4 として算定しています。また、現行使用料においては10円単位での単価設定を行っていますが、今回の改定では、5円単位で単価設定することで、制約された条件の中、前回の審議会での意見を反映した改定案を作成することとしました。その条件を分類すると、表2「試算条件分類」となります。

表2 試算条件分類

基本水量		10m ³		5m ³		0m ³
基本使用料への固定費充当率		25%	30%	25%	30%	30%
累進区分数	4区分	改定案A	改定案B	-	-	-
	5区分	改定案A2	改定案B2	改定案A3	改定案B3	改定案C
		参考案D、参考案E				
6区分	-	-	-	改定案B4	改定案C2	

(2) 使用料収入見込額と改定案の試算結果

改定案B4で試算した結果、算定対象期間（H31～H33）における使用料収入見込額は、11億9,877万5千円となり、必要とする使用料対象経費11億9,907万8千円を概ね賄えています。その設定単価は、下記の「改定B4」となります。

また、参考として、これまで審議いただいた改定案の単価は、表3「改定案 単価まとめ」となっています。

改定案B4		水量区分 (m³/月)	単価 (円)	件数	水量	水量区分毎の水量 (m³)	使用料収入見込額	現行 A	改定 B	改定率 B/A
基本使用料		基本使用料	1,500				355,817	1,500	1,500	0.0%
基本使用料	0 ~ 5	5	120	37,781	73,461	1,070,068	142,327	120	120	0.0%
	6 ~ 10	10	115	30,320	251,626	943,828	108,540	120	115	-4.2%
	11 ~ 20	20	120	68,053	1,062,762	1,388,971	166,677	120	120	0.0%
	21 ~ 30	30	150	52,425	1,307,780	743,957	111,594	120	150	25.0%
従量使用料	31 ~ 50	50	185	37,799	1,439,600	522,346	96,634	120	185	54.2%
	51 ~ 80	80	205	7,612	455,635	173,344	35,536	180	205	13.9%
	81 ~		215	3,221	1,096,536	844,886	181,650	180	215	19.4%
	従量使用料計						700,631			
合計				237,211	5,687,400	5,687,400	1,198,775			

使用料対象経費1,199,078千円を賄う収入見込みです。

表3 改定案 単価まとめ

水量区分 (m³/月)	現行	単価 (円)																		
		改定案A	改定案B	改定案C	改定案A 2	改定案B 2	改定案C 2	改定案A 3	改定案B 3	改定案B 4										
基本使用料	1,500	1,300	1,500	1,500	1,300	1,500	1,500	1,300	1,500	1,500										
	120	110	110	110	110	110	110	110	110	120										
基本・従量	120	140	130	130	150	140	120	170	120	115										
											従量使用料	190	180	190	200	190	200	190	185	
												220	200	220	220	200	220	220	210	205
												230	210	250	230	210	250	250	220	215
設定条件	10m³	10m³	0m³	10m³	10m³	0m³	5m³	5m³	5m³											
固定費の割合	-	25%	30%	25%	30%	30%	25%	30%	30%											
累進区分数	2区分	4区分	5区分	5区分	5区分	6区分	5区分	5区分	6区分											

(3) 現行使用料と改定案比較（使用水量別）

前回までの改定案A、A2、A3、B、B2、B3、C、C2に加え、審議会意見を加味して改定案B4を試算し、単価設定しました。今回試算した改定案B4では、基本水量を5立方メートルとすることで、基本使用料の負担額を648円（▲22.2%）下げられます。10立方メートルでは、負担額を27円（▲0.9%）下げられ、20立方メートルでも、負担額を27円（▲0.6%）下げられていますが、減額幅が小さくなります。30立方メートルでは、負担額297円（5.4%）と僅かに増額幅が大きくなり、増額幅が一番大きな60立方メートルでは、負担額が2,619円（27.9%）で、改定案B、B2を除いて改定案の中では、増加割合を抑えられています。61立方メートル以降は、増加割合が逡減し、市内の月当たり最大使用量5,000立方メートルでは、負担額189,135円（19.5%）と増額となり、20%以内となります。改定案ごとの水量別の増減額及びその割合を、下記の表4「現行使用料と改定案比較（増減額・割合）」にまとめています。

表4 現行使用料と改定案比較（増減額・割合）

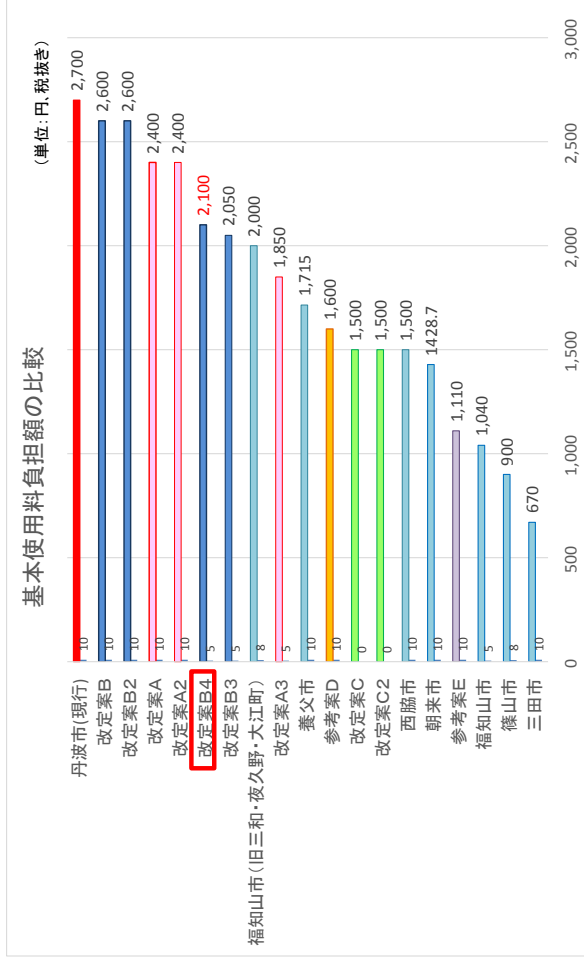
（単位：円、消費税込）

改定案 使用水量	改定案A		改定案B		改定案C		改定案A2		改定案B2		改定案C2		改定案A3		改定案B3		改定案B4		
	増減額	増減割合	増減額	増減割合	増減額	増減割合	増減額	増減割合	増減額	増減割合	増減額	増減割合	増減額	増減割合	増減額	増減割合	増減額	増減割合	
基本使用料	2,916	▲11.1%	▲108	-3.7%	▲1,296	-44.4%	▲324	-11.1%	▲108	-3.7%	▲1,296	-44.4%	▲918	-31.5%	▲702	-24.1%	▲648	-22.2%	
5㎡	2,916	▲11.1%	▲108	-3.7%	▲702	-24.1%	▲324	-11.1%	▲108	-3.7%	▲702	-24.1%	▲918	-31.5%	▲702	-24.1%	▲648	-22.2%	
10㎡	2,916	▲11.1%	▲108	-3.7%	▲108	-3.7%	▲324	-11.1%	▲108	-3.7%	▲108	-3.7%	▲270	-9.3%	▲54	-1.9%	▲27	-0.9%	
20㎡	4,212	▲2.6%	0	0.0%	0	0.0%	▲216	-5.1%	▲108	-2.6%	▲108	-2.6%	▲270	-6.4%	▲54	-1.3%	▲27	-0.6%	
30㎡	5,508	108	2.0%	108	2.0%	108	2.0%	108	2.0%	108	2.0%	216	3.9%	270	4.9%	270	4.9%	297	5.4%
40㎡	6,804	864	12.7%	756	11.1%	864	12.7%	972	14.3%	864	12.7%	972	14.3%	1,134	16.7%	1,026	15.1%	999	14.7%
50㎡	8,100	1,620	20.0%	1,404	17.3%	1,620	20.0%	1,836	22.7%	1,620	20.0%	1,728	21.3%	1,998	24.7%	1,782	22.0%	1,701	21.0%
60㎡	9,396	2,700	28.7%	2,268	24.1%	2,700	28.7%	2,916	31.0%	2,484	26.4%	2,808	29.9%	3,078	32.8%	2,754	29.3%	2,619	27.9%
70㎡	11,340	3,132	27.6%	2,484	21.9%	3,132	27.6%	3,348	29.5%	2,700	23.8%	3,240	28.6%	3,510	31.0%	3,078	27.1%	2,889	25.5%
80㎡	13,284	3,564	26.8%	2,700	20.3%	3,564	26.8%	3,780	28.5%	2,916	22.0%	3,672	27.6%	3,942	29.7%	3,402	25.6%	3,159	23.8%
90㎡	15,228	4,104	27.0%	3,024	19.9%	4,320	28.4%	4,320	28.4%	3,240	21.3%	4,428	29.1%	4,698	30.9%	3,834	25.2%	3,537	23.2%
100㎡	17,172	4,644	27.0%	3,348	19.5%	5,076	29.6%	4,860	28.3%	3,564	20.8%	5,184	30.2%	5,454	31.8%	4,266	24.8%	3,915	22.8%
200㎡	36,612	10,044	27.4%	6,588	18.0%	12,636	34.5%	10,260	28.0%	6,804	18.6%	12,744	34.8%	13,014	35.6%	8,586	23.5%	7,695	21.0%
500㎡	94,932	26,244	27.7%	16,308	17.2%	35,316	37.2%	26,460	27.9%	16,524	17.4%	35,424	37.3%	35,694	37.6%	21,546	22.7%	19,035	20.1%
1,000㎡	192,132	53,244	27.7%	32,508	16.9%	73,116	38.1%	53,460	27.8%	32,724	17.0%	73,224	38.1%	73,494	38.3%	43,146	22.5%	37,935	19.7%
5,000㎡	969,732	269,244	27.8%	162,108	16.7%	375,516	38.7%	269,460	27.8%	162,324	16.7%	375,624	38.7%	375,894	38.8%	215,946	22.3%	189,135	19.5%

(4) 近隣6市と改定案比較

ここでは、各水量別の改定案ごとに金額で比較をしております。

◆基本使用料（税抜き）



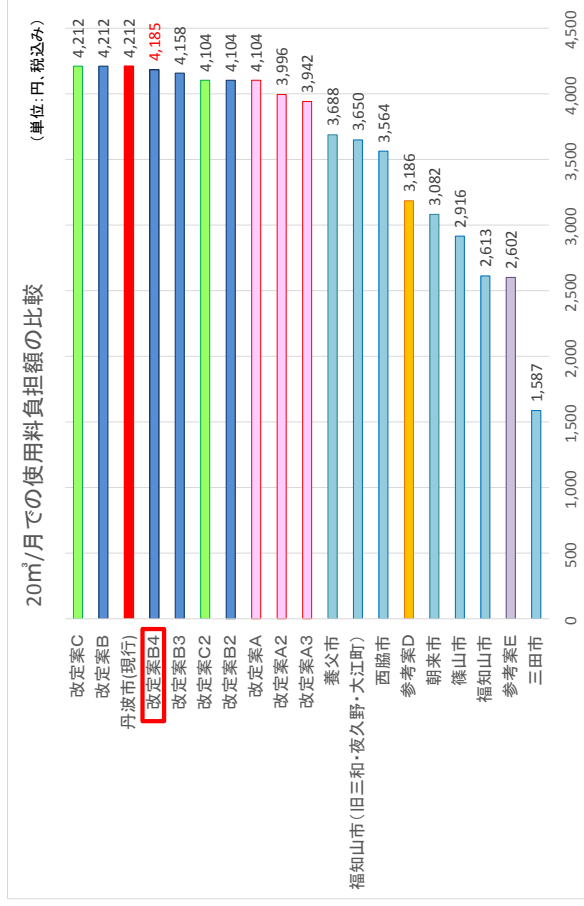
基本使用料 ※消費税抜きの金額で表示

丹波市の現行使用料は一番高い状況で、基本水量 10 m³を含む基本使用料 2,700 円となっております。

今回試算した改定案 B 4 では、現行使用料と比較すると、▲600 円負担が少ない 2,100 円で、前回示した改定案 B、B 2、A、A 2 より低く、改定案 B 3、A 3、C、C 2 より高い、中間の改定案となっております。

近隣市と比較すると、一番高い福知山市（旧 3 町）より 100 円高く、次の養父市より 385 円高い設定です。

◆20 m³/月当たりの使用料（税込み）



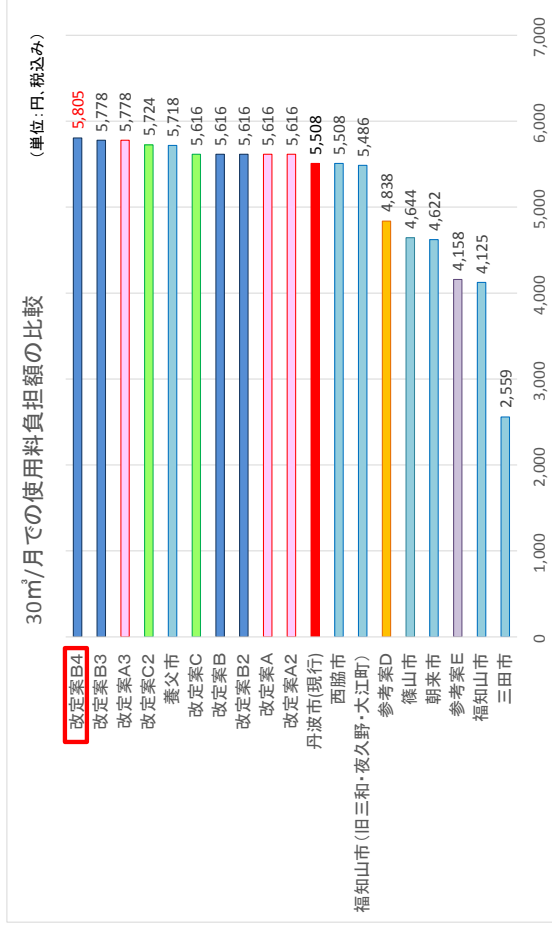
使用水量 20 m³/月 ※消費税込みの金額で表示

丹波市の現行使用料は改定案 B、C とともに一番高く、4,212 円となっております。

今回試算した改定案 B 4 では、現行使用料と比較すると、▲27 円負担が少ない 4,185 円で、改定案 B、C より低く、改定案 B 3、A、B 2、C 2、A 2、A 3 より負担が高い設定です。

近隣市と比較すると、一番高い養父市より 497 円高く、次の福知山市（旧 3 町）より 535 円高い設定です。

◆ 30 m³/月当たりの使用料 (税込み)

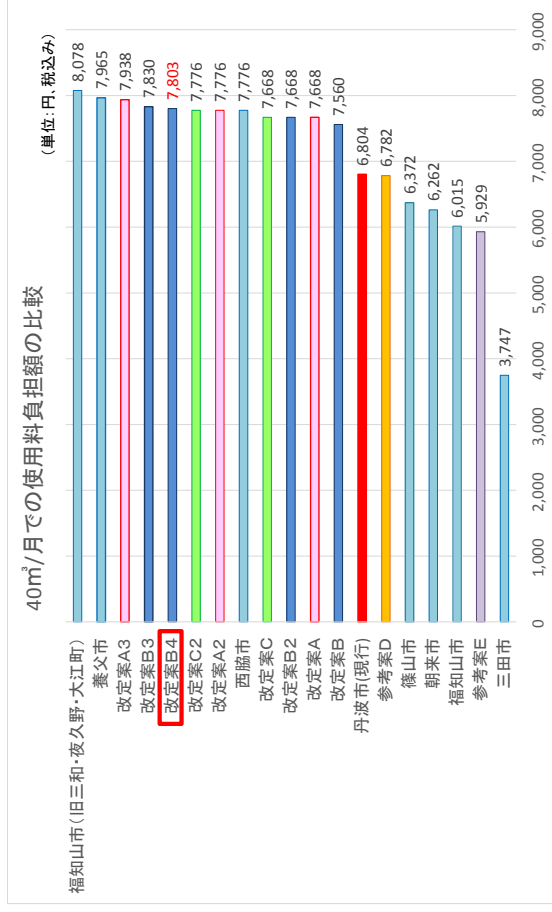


使用水量 30 m³/月

※消費税込の金額で表示

丹波市の現行使用料は、**5,508円**となっています。
 今回試算した**改定案B4**では、現行使用料と比較すると、**297円**負担が高く**5,805円**で、全ての改定案の中で最も負担が高い設定となっています。
 近隣市と比較すると、一番高い養父市より87円高く、次の西脇市より297円高い設定となっています。

◆ 40 m³/月当たりの使用料 (税込み)

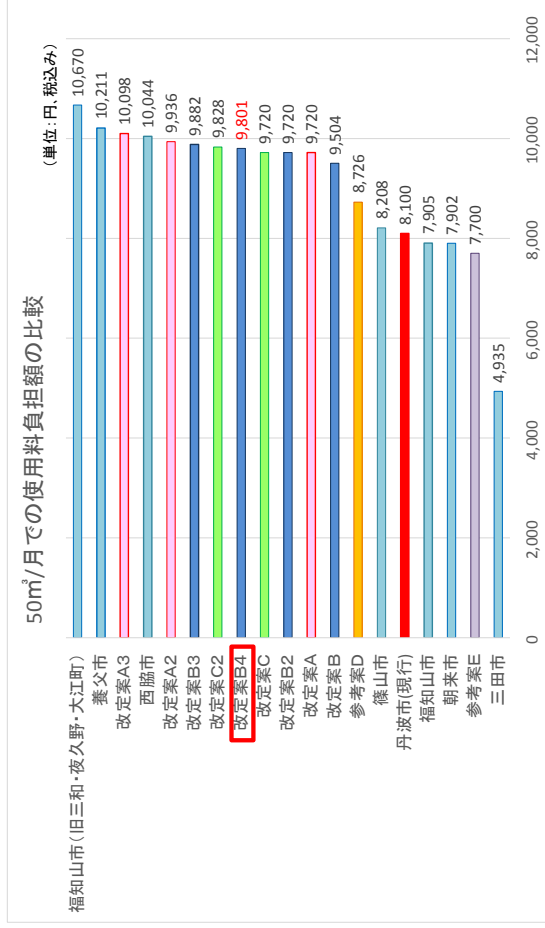


使用水量 40 m³/月

※消費税込の金額で表示

丹波市の現行使用料は、**6,804円**となっています。
 今回試算した**改定案B4**では、現行使用料と比較すると、**999円**負担が高く**7,803円**で、改定案A3、B3より低く、改定案A2、C2、A、B2、Cより負担が高い設定です。
 近隣市と比較すると、一番高い福知山市(旧3町)より275円、次の養父市より162円低い設定です。

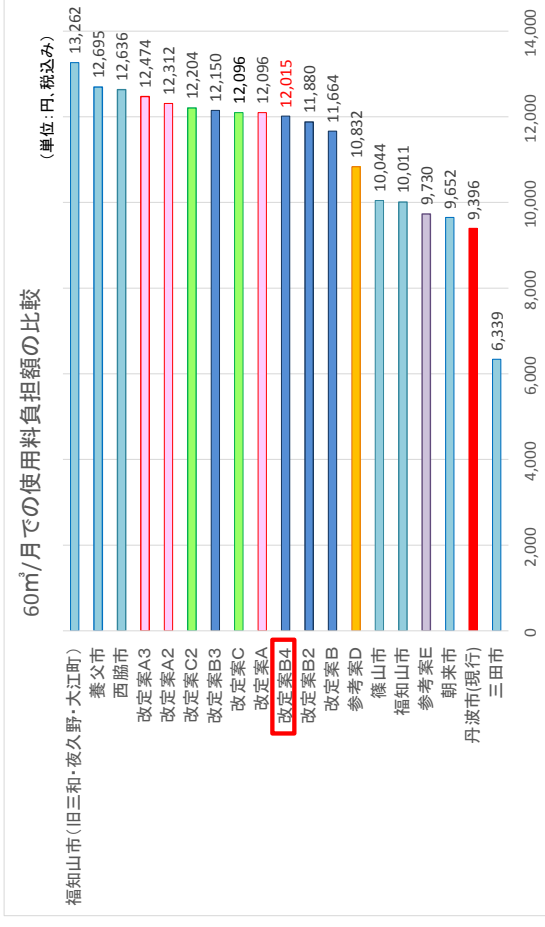
◆ 50 m³/月当たりの使用料 (税込み)



使用水量 50 m³/月 ※消費税込みの金額で表示

丹波市の現行使用料は、**8,100円**となっています。
 今回試算した改定案B4では、現行使用料と比較すると、**1,701円**負担が高く**9,801円**で、改定案A3、A2、B3、C2より低く、改定案A、B2、C、Bより負担が高い設定です。
 近隣市と比較すると、一番高い福知山市 (旧3町) より869円、次の養父市より410円、西脇市より243円低い設定です。

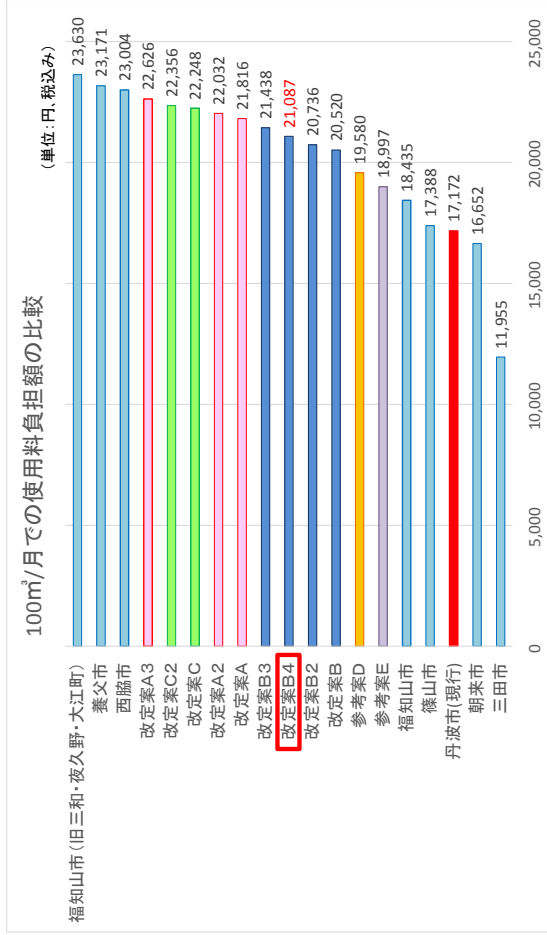
◆ 60 m³/月当たりの使用料 (税込み)



使用水量 60 m³/月 ※消費税込みの金額で表示

丹波市の現行使用料は、**9,396円**となっています。
 今回試算した改定案B4では、現行使用料と比較すると、**2,619円**負担が高く**12,015円**で、改定案A3、A2、C2、B3、A、Cより低く、改定案B2、Bより負担が高い設定です。
 近隣市と比較すると、一番高い福知山市 (旧3町) より1,247円、次の養父市より680円、西脇市より621円低い設定です。

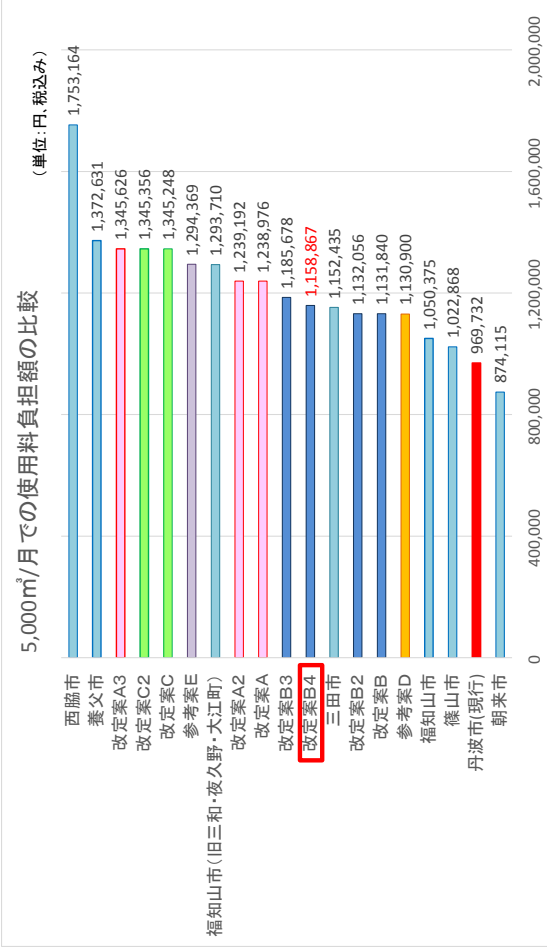
◆100 m³/月当たりの使用料 (税込み)



使用水量 100 m³/月 ※消費税込みの金額で表示

丹波市の現行使用料は、17,172円となっています。
 今回試算した改定案B4では、現行使用料と比較すると、**3,915円**負担が高く21,087円で、改定案A3、C2、C、A2、A、B3より低く、改定案B2、Bより負担が高い設定です。
 近隣市と比較すると、一番高い福知山市（旧3町）より2,543円、次の養父市より2,084円、西脇市より1,917円低い設定です。

◆5,000 m³/月当たりの使用料 (税込み)



使用水量 5,000 m³/月 ※消費税込みの金額で表示

丹波市の現行使用料は、969,732円となっています。
 今回試算した改定案B4では、現行使用料と比較すると、**189,135円**負担が高く1,158,867円で、改定案A3、C2、C、A2、A、B3より低く、改定案B2、Bより負担が高い設定です。
 近隣市と比較すると、一番高い西脇市より594,297円、次の養父市より213,764円、福知山市（旧3町）より134,843円低い設定です。

(5) 下水道使用料の新旧比較表について

今回試算したB4を現行の使用料と比較した料金表を作成しています。

下水道使用料新旧比較表

改定案 B4

(単位：円)

使用水量	現行料金	改定案B4	比較B4
0	2,916	2,268	▲ 648
1	2,916	2,268	▲ 648
2	2,916	2,268	▲ 648
3	2,916	2,268	▲ 648
4	2,916	2,268	▲ 648
5	2,916	2,268	▲ 648
6	2,916	2,392	▲ 524
7	2,916	2,516	▲ 400
8	2,916	2,640	▲ 276
9	2,916	2,764	▲ 152
10	2,916	2,889	▲ 27
11	3,045	3,018	▲ 27
12	3,175	3,148	▲ 27
13	3,304	3,277	▲ 27
14	3,434	3,407	▲ 27
15	3,564	3,537	▲ 27
16	3,693	3,666	▲ 27
17	3,823	3,796	▲ 27
18	3,952	3,925	▲ 27
19	4,082	4,055	▲ 27
20	4,212	4,185	▲ 27
21	4,341	4,347	6
22	4,471	4,509	38
23	4,600	4,671	71
24	4,730	4,833	103
25	4,860	4,995	135
26	4,989	5,157	168
27	5,119	5,319	200
28	5,248	5,481	233
29	5,378	5,643	265
30	5,508	5,805	297
31	5,637	6,004	367
32	5,767	6,204	437
33	5,896	6,404	508
34	6,026	6,604	578
35	6,156	6,804	648
36	6,285	7,003	718
37	6,415	7,203	788
38	6,544	7,403	859
39	6,674	7,603	929
40	6,804	7,803	999
41	6,933	8,002	1,069
42	7,063	8,202	1,139
43	7,192	8,402	1,210
44	7,322	8,602	1,280
45	7,452	8,802	1,350
46	7,581	9,001	1,420
47	7,711	9,201	1,490
48	7,840	9,401	1,561
49	7,970	9,601	1,631
50	8,100	9,801	1,701
51	8,229	10,022	1,793
52	8,359	10,243	1,884
53	8,488	10,465	1,977
54	8,618	10,686	2,068
55	8,748	10,908	2,160
56	8,877	11,129	2,252
57	9,007	11,350	2,343
58	9,136	11,572	2,436
59	9,266	11,793	2,527
60	9,396	12,015	2,619

使用水量	現行料金	改定案B4	比較B4
61	9,590	12,236	2,646
62	9,784	12,457	2,673
63	9,979	12,679	2,700
64	10,173	12,900	2,727
65	10,368	13,122	2,754
66	10,562	13,343	2,781
67	10,756	13,564	2,808
68	10,951	13,786	2,835
69	11,145	14,007	2,862
70	11,340	14,229	2,889
71	11,534	14,450	2,916
72	11,728	14,671	2,943
73	11,923	14,893	2,970
74	12,117	15,114	2,997
75	12,312	15,336	3,024
76	12,506	15,557	3,051
77	12,700	15,778	3,078
78	12,895	16,000	3,105
79	13,089	16,221	3,132
80	13,284	16,443	3,159
81	13,478	16,675	3,197
82	13,672	16,907	3,235
83	13,867	17,139	3,272
84	14,061	17,371	3,310
85	14,256	17,604	3,348
86	14,450	17,836	3,386
87	14,644	18,068	3,424
88	14,839	18,300	3,461
89	15,033	18,532	3,499
90	15,228	18,765	3,537
91	15,422	18,997	3,575
92	15,616	19,229	3,613
93	15,811	19,461	3,650
94	16,005	19,693	3,688
95	16,200	19,926	3,726
96	16,394	20,158	3,764
97	16,588	20,390	3,802
98	16,783	20,622	3,839
99	16,977	20,854	3,877
100	17,172	21,087	3,915
101	17,366	21,319	3,953
102	17,560	21,551	3,991
103	17,755	21,783	4,028
104	17,949	22,015	4,066
105	18,144	22,248	4,104
106	18,338	22,480	4,142
107	18,532	22,712	4,180
108	18,727	22,944	4,217
109	18,921	23,176	4,255
110	19,116	23,409	4,293
111	19,310	23,641	4,331
112	19,504	23,873	4,369
113	19,699	24,105	4,406
114	19,893	24,337	4,444
115	20,088	24,570	4,482
116	20,282	24,802	4,520
117	20,476	25,034	4,558
118	20,671	25,266	4,595
119	20,865	25,498	4,633
120	21,060	25,731	4,671

使用水量	現行料金	改定案B4	比較B4
130	23,004	28,053	5,049
140	24,948	30,375	5,427
150	26,892	32,697	5,805
160	28,836	35,019	6,183
170	30,780	37,341	6,561
180	32,724	39,663	6,939
190	34,668	41,985	7,317
200	36,612	44,307	7,695
210	38,556	46,629	8,073
220	40,500	48,951	8,451
230	42,444	51,273	8,829
240	44,388	53,595	9,207
250	46,332	55,917	9,585
260	48,276	58,239	9,963
270	50,220	60,561	10,341
280	52,164	62,883	10,719
290	54,108	65,205	11,097
300	56,052	67,527	11,475
310	57,996	69,849	11,853
320	59,940	72,171	12,231
330	61,884	74,493	12,609
340	63,828	76,815	12,987
350	65,772	79,137	13,365
360	67,716	81,459	13,743
370	69,660	83,781	14,121
380	71,604	86,103	14,499
390	73,548	88,425	14,877
400	75,492	90,747	15,255
450	85,212	102,357	17,145
500	94,932	113,967	19,035
550	104,652	125,577	20,925
600	114,372	137,187	22,815
650	124,092	148,797	24,705
700	133,812	160,407	26,595
750	143,532	172,017	28,485
800	153,252	183,627	30,375
850	162,972	195,237	32,265
900	172,692	206,847	34,155
950	182,412	218,457	36,045
1,000	192,132	230,067	37,935
1,250	240,732	288,117	47,385
1,500	289,332	346,167	56,835
1,750	337,932	404,217	66,285
2,000	386,532	462,267	75,735
2,250	435,132	520,317	85,185
2,500	483,732	578,367	94,635
2,750	532,332	636,417	104,085
3,000	580,932	694,467	113,535
3,250	629,532	752,517	122,985
3,500	678,132	810,567	132,435
3,750	726,732	868,617	141,885
4,000	775,332	926,667	151,335
4,250	823,932	984,717	160,785
4,500	872,532	1,042,767	170,235
4,750	921,132	1,100,817	179,685
5,000	969,732	1,158,867	189,135
5,250	1,018,332	1,216,917	198,585
5,500	1,066,932	1,274,967	208,035
5,750	1,115,532	1,333,017	217,485
6,000	1,164,132	1,391,067	226,935
6,500	1,261,332	1,507,167	245,835

※消費税を含んでいます。消費税及び地方消費税額は、現行税率の8%で計算しています。

(6) 丹波市内の使用水量別の件数等調べ

ここでは、使用水量群ごとの件数、水量、金額を平成30年11月調定（請求）分と改定案B4で設定した単価で試算した結果をまとめています。

使用件数別に見ますと、今回減額改定しようとする20立方メートル以下の件数割合57.6%で、増額となる21立方メートル以上の件数割合は42.4%となっています。請求した調定水量で見ますと、20立方メートル以下の割合は24.5%ですが、請求した調定金額の割合では36.4%であり、使用水量の割合の約1.5倍程度の請求割合となっています。

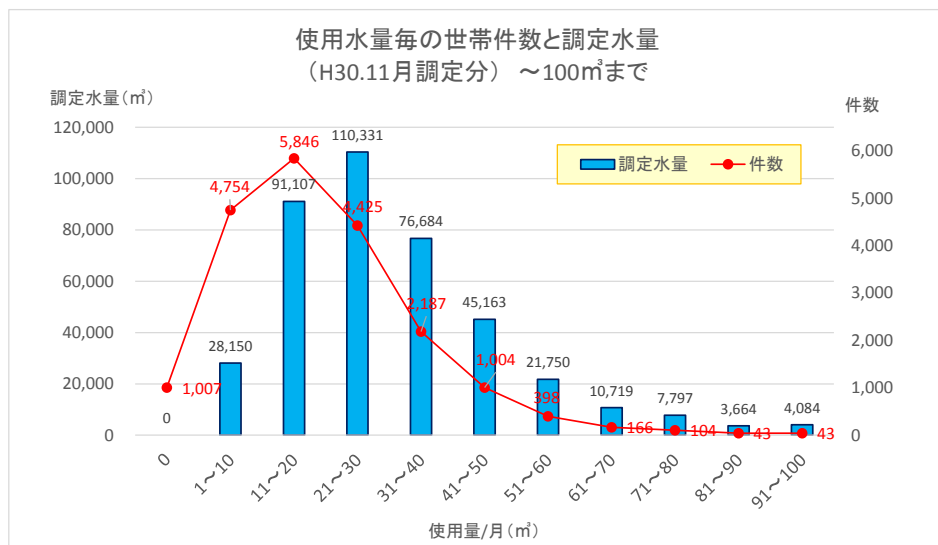
今回は、こうした使用水量の少ない使用者の皆様の負担を少しでも下げるため、改定案B4を試算しています。改定案B4の単価で請求する調定額を見込み、その割合を算定すると31.9%となり、全体額に占める20立方メートル以下の小口使用者が負担する割合は▲4.5%改善することになります。

◆丹波市内の使用水量別の使用状況について（H30.11月調定分）

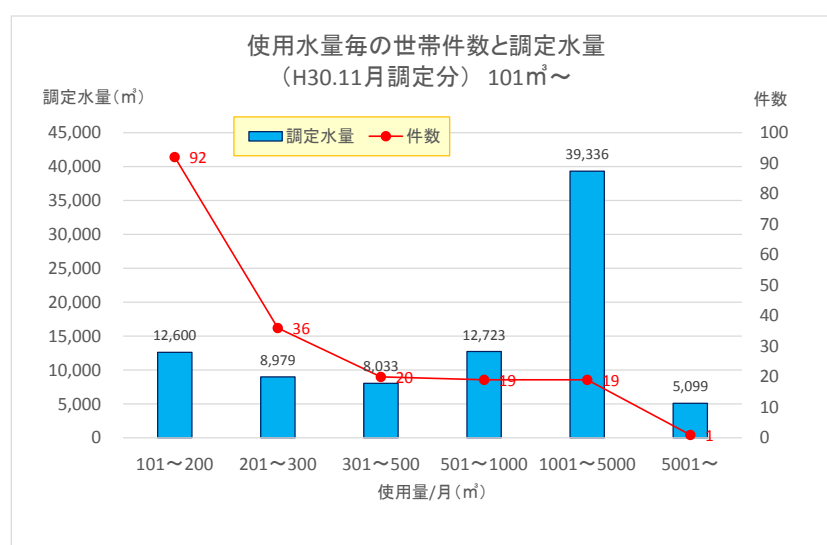
下水道使用水量	件数		改定案B4の増減割合(%)	調定水量		調定金額(千円)		改定案B4 調定見込額(千円)		負担割合の変化
	件数	割合		割合	割合	割合	割合			
0	1,007	5.0%	▲22.2	0	0.0%	2,936	2.8%	2,284	2.1%	-0.7%
1~10	4,754	23.6%	▲22.2~▲0.9	28,150	5.8%	13,863	13.2%	11,858	10.7%	-2.5%
11~20	5,846	29.0%	▲0.9~▲0.6	91,107	18.7%	21,274	20.3%	21,116	19.1%	-1.2%
小計	11,607	57.6%		119,257	24.5%	38,073	36.4%	35,258	31.9%	-4.5%
21~30	4,425	22.0%	0.1~5.4	110,331	22.7%	21,463	20.5%	22,052	20.0%	-0.5%
31~40	2,187	10.9%	6.5~14.7	76,684	15.8%	13,481	12.9%	14,908	13.5%	0.6%
41~50	1,004	5.0%	15.4~21.0	45,163	9.3%	7,479	7.1%	8,833	8.0%	0.8%
51~60	398	2.0%	21.8~27.9	21,750	4.5%	3,463	3.3%	4,309	3.9%	0.6%
61~70	166	0.8%	27.6~25.5	10,719	2.2%	1,707	1.6%	2,162	2.0%	0.3%
71~80	104	0.5%	25.3~23.8	7,797	1.6%	1,278	1.2%	1,592	1.4%	0.2%
81~90	43	0.2%	23.7~23.2	3,664	0.8%	615	0.6%	759	0.7%	0.1%
91~100	43	0.2%	23.2~22.8	4,084	0.8%	696	0.7%	857	0.8%	0.1%
101~200	92	0.5%	22.8~21.0	12,600	2.6%	2,241	2.1%	2,737	2.5%	0.3%
201~300	36	0.2%	21.0~20.5	8,979	1.9%	1,664	1.6%	2,008	1.8%	0.2%
301~500	20	0.1%	20.5~20.1	8,033	1.7%	1,516	1.5%	1,823	1.7%	0.2%
501~1000	19	0.1%	20.1~19.7	12,723	2.6%	2,430	2.3%	2,914	2.6%	0.3%
1001~5000	19	0.1%	19.7~19.5	39,336	8.1%	7,604	7.3%	9,093	8.2%	1.0%
5001~	1	0.0%	19.5~	5,099	1.1%	989	0.9%	1,182	1.1%	0.1%
小計	8,557	42.4%		366,962	75.5%	66,626	63.6%	75,230	68.1%	4.5%
合計	20,164	100.0%		486,219	100.0%	104,699	100.0%	110,488	100.0%	0.0%

「使用水量毎の使用件数と調定水量の現状」（単位：件、m³）

100 m³まで

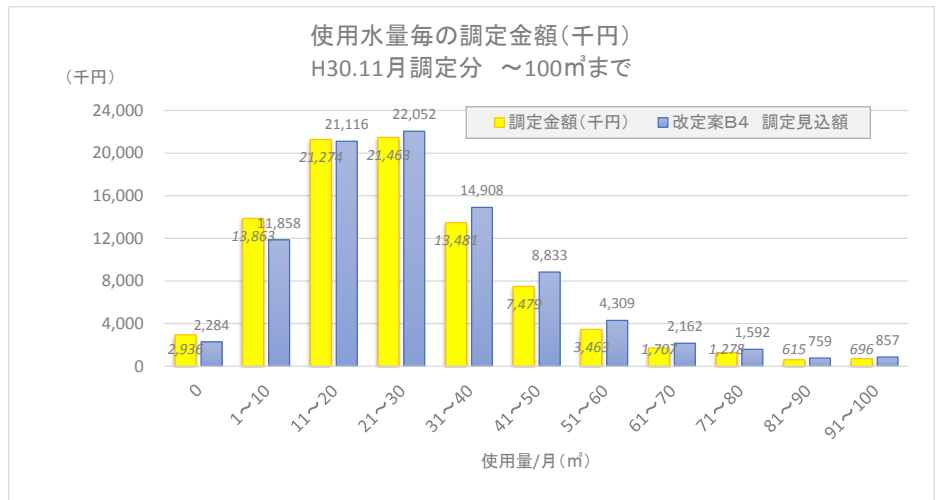


101 m³以上

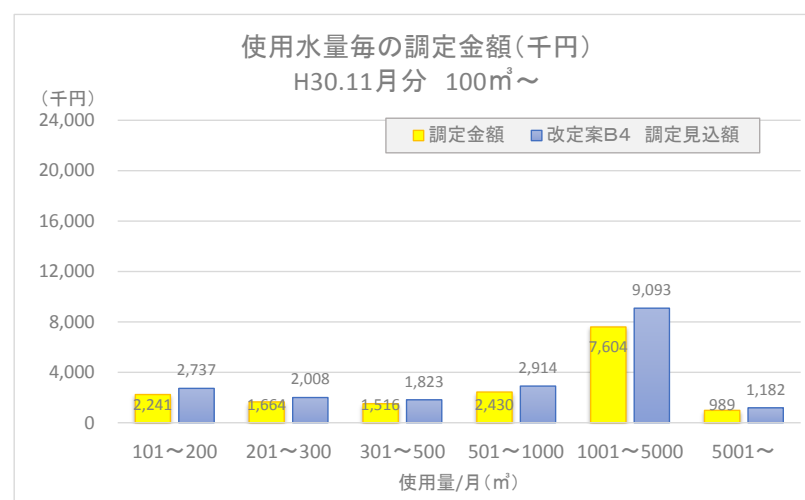


「使用水量毎の現行と改定案の比較結果（金額）」（単位：千円）

100 m³まで



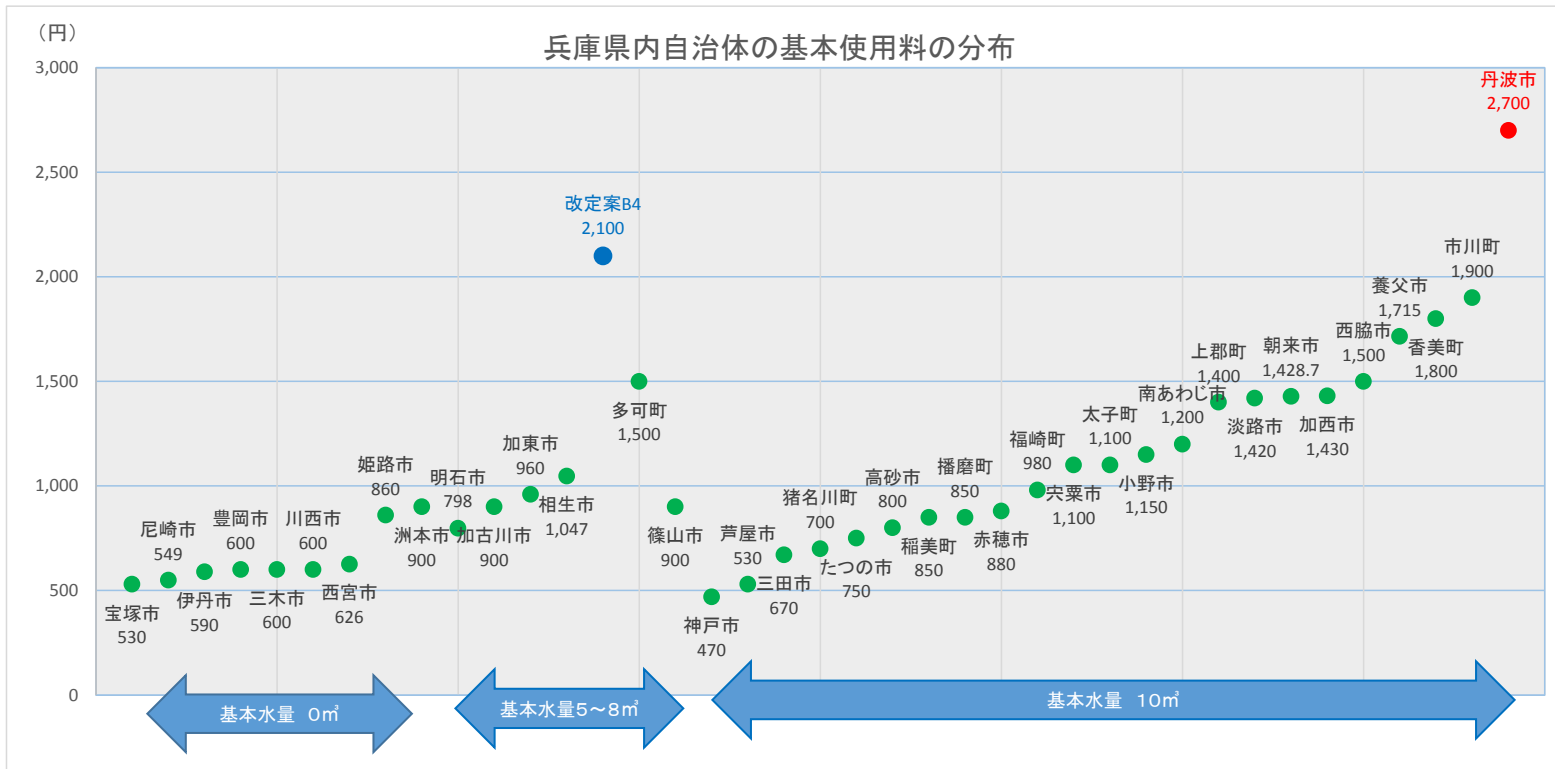
101 m³以上



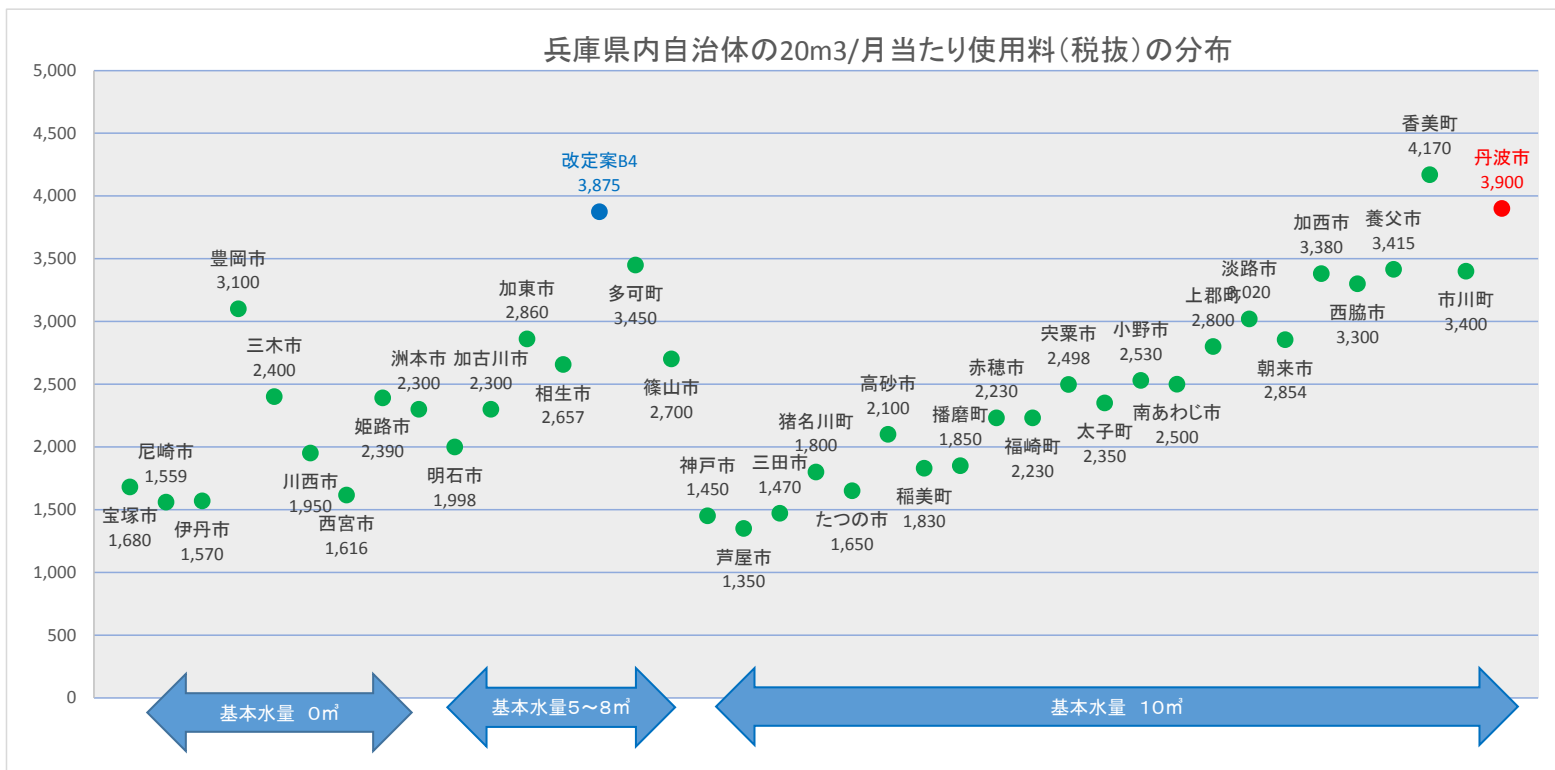
(7) 県内自治体の使用料との比較

ここでは、県内自治体の下水道使用料を各水量毎に比較しています。消費税は抜いて表示し、2か月分を一括徴収される自治体があり、1か月に算定しなおして計算しておりますので、実際の使用料と異なる場合がございます。

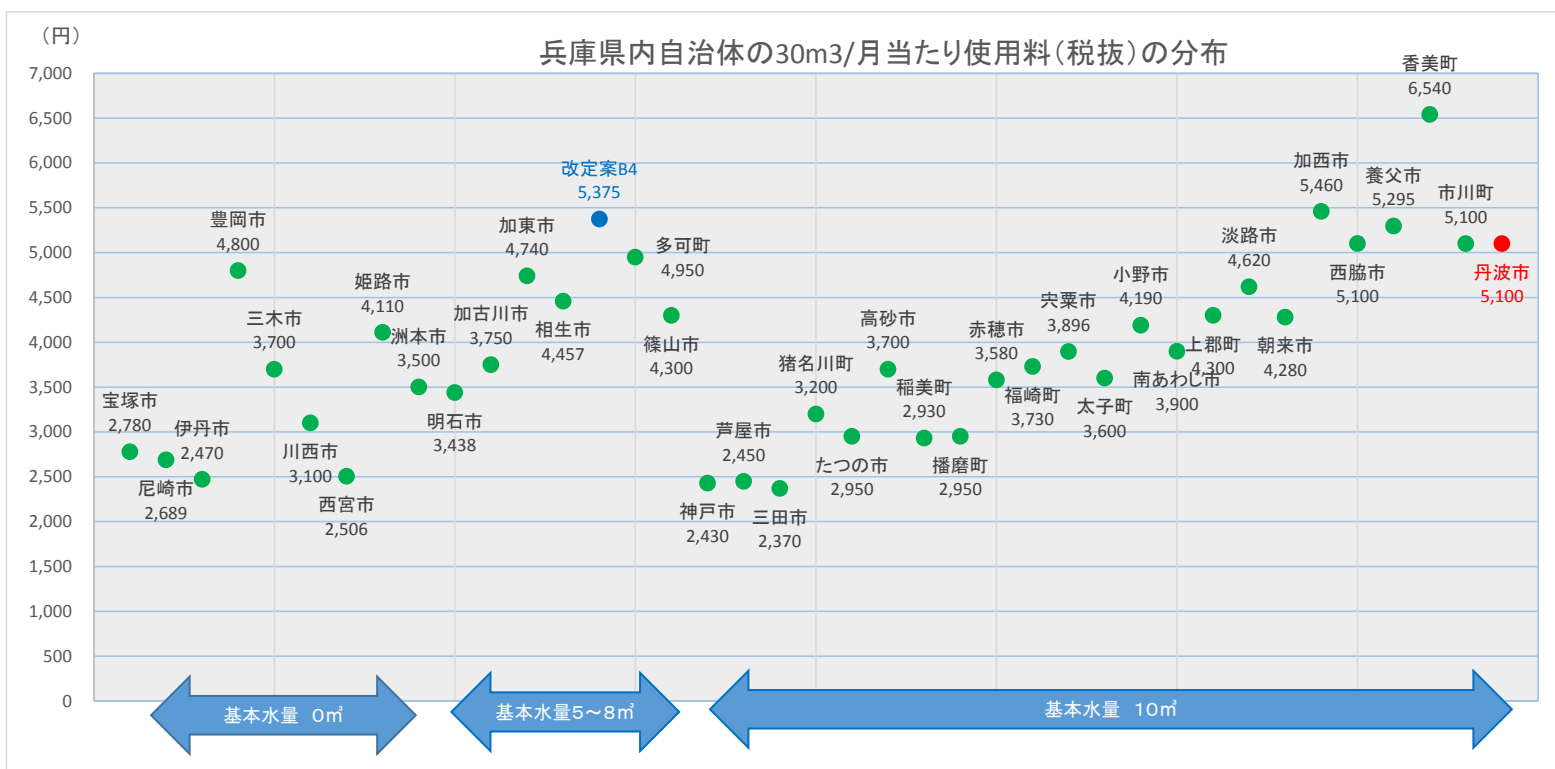
◆基本使用料（税抜き）



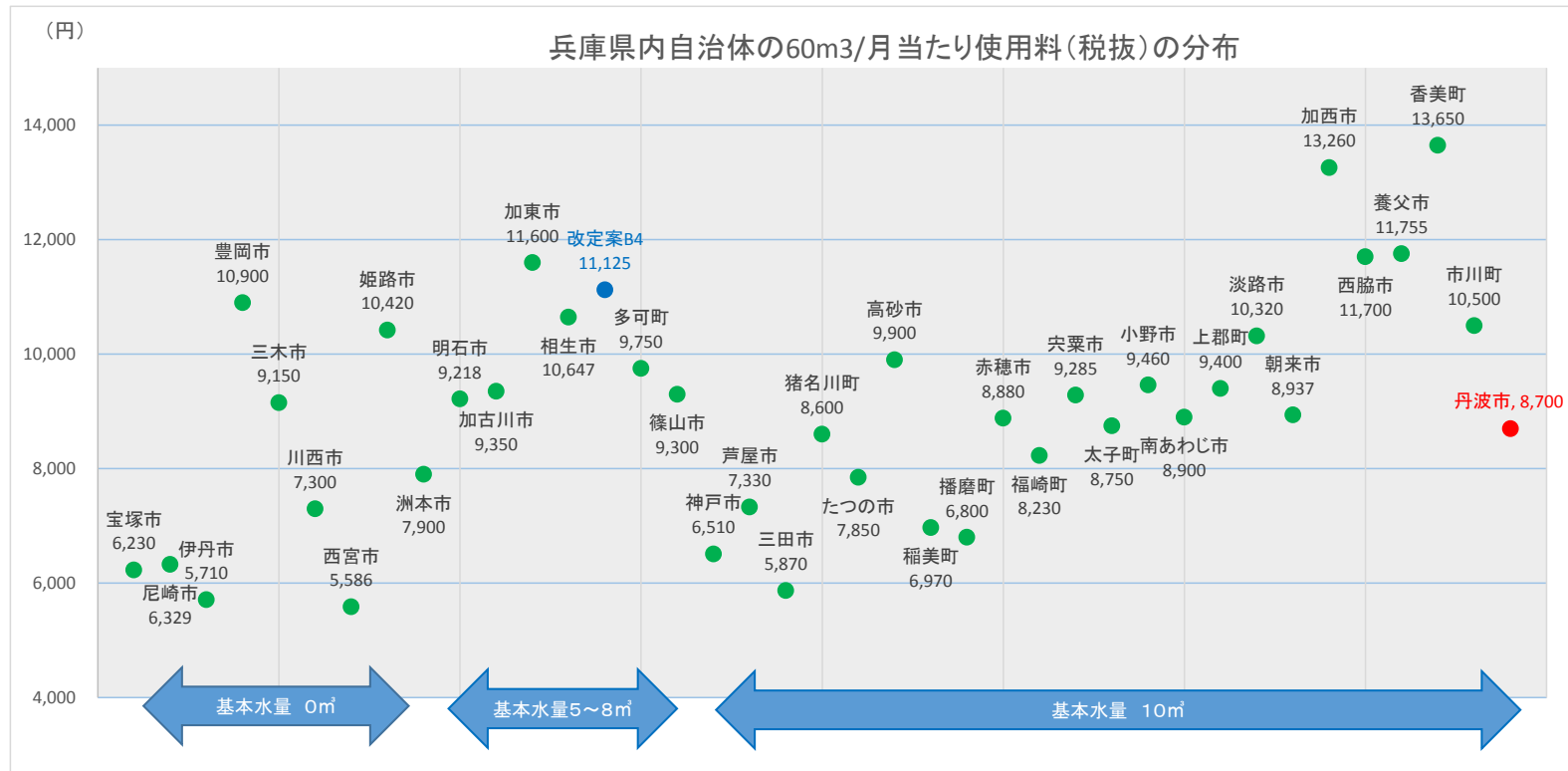
◆20 m³/月当たりの使用料（税抜き）



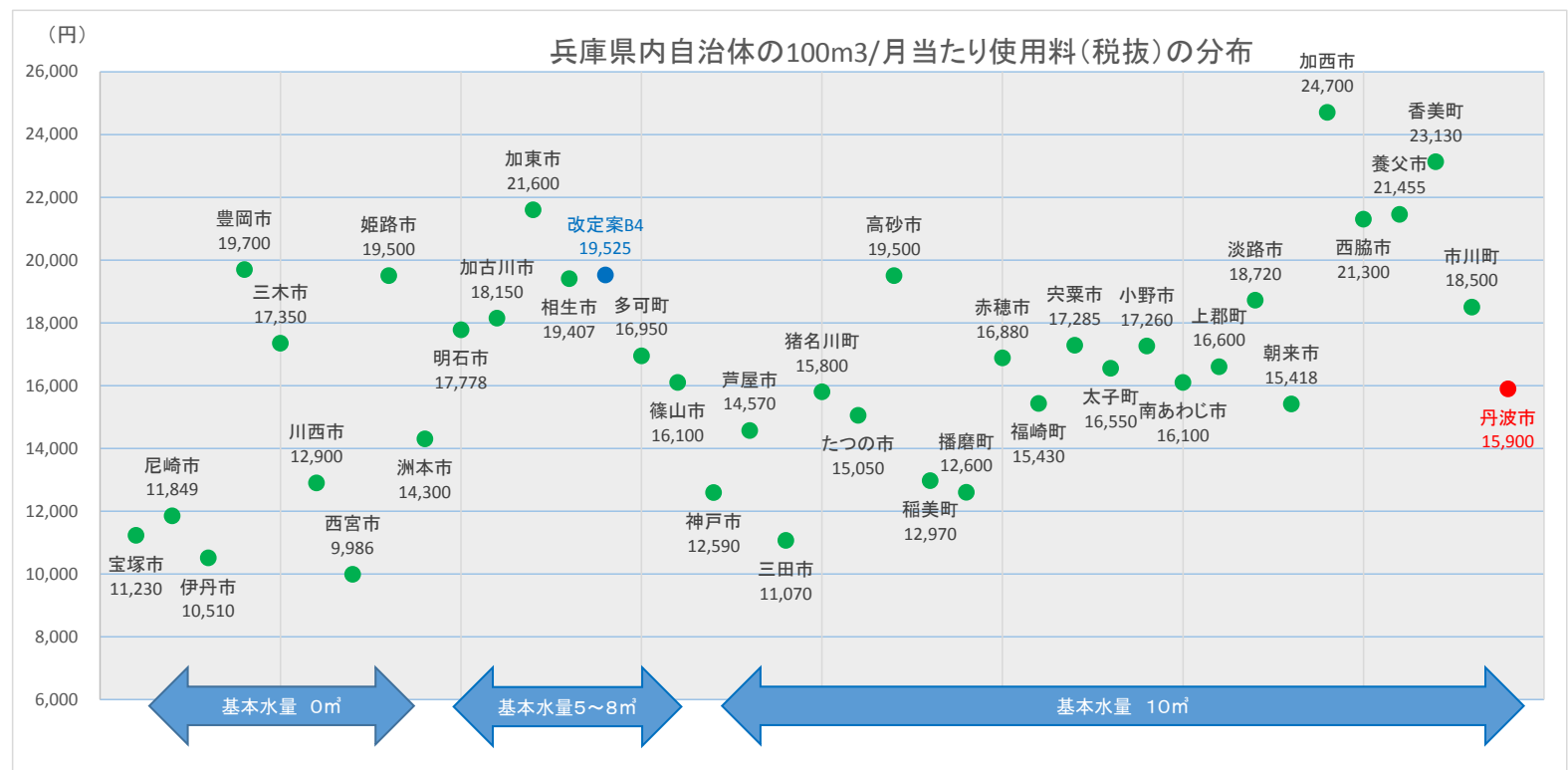
◆30 m³/月当たりの使用料（税抜き）



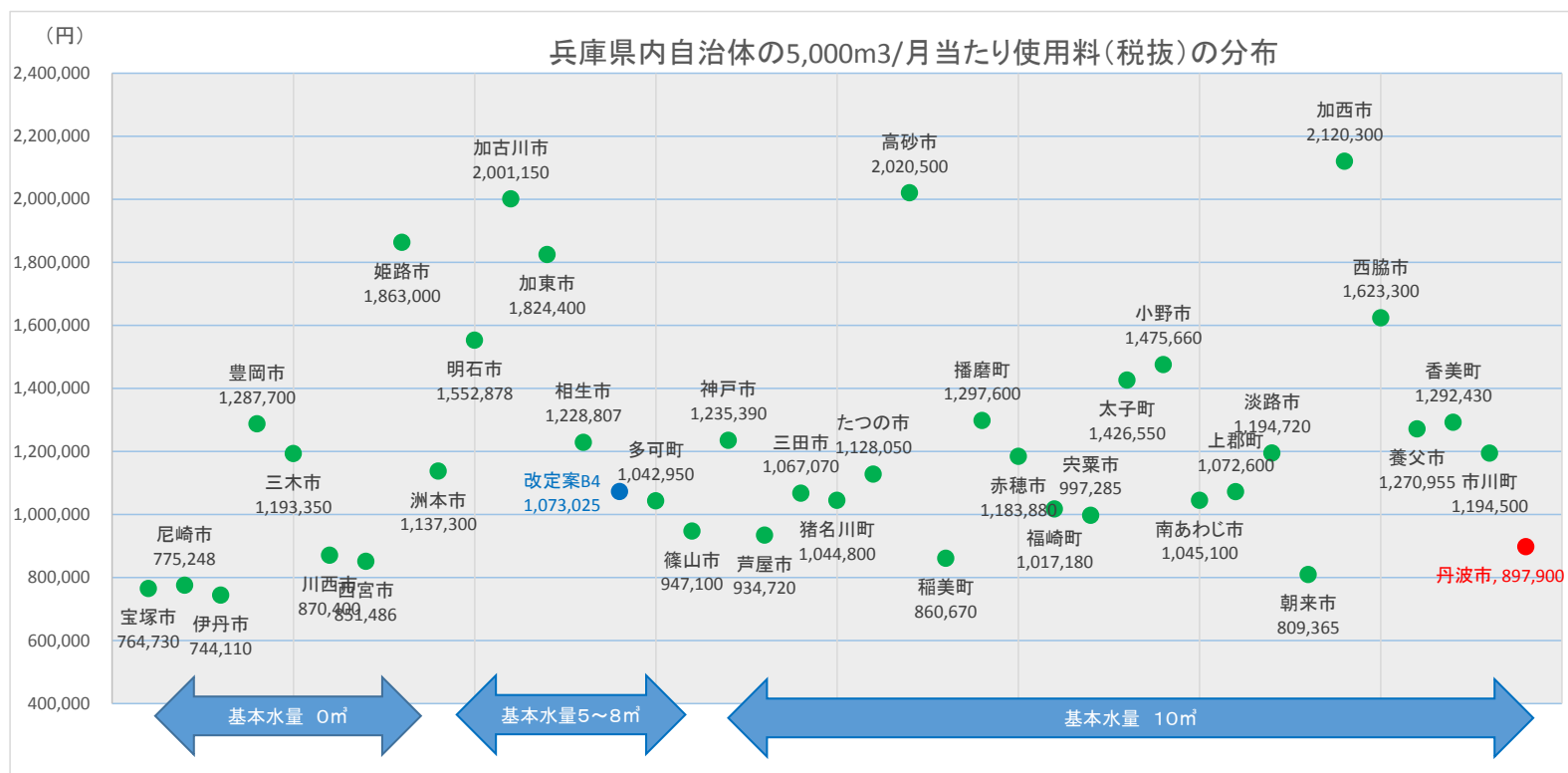
◆60 m³/月当たりの使用料（税抜き）



◆100 m³/月当たりの使用料（税抜き）



◆5,000 m³/月当たりの使用料（税抜き）



(8) 使用料改定案のまとめ

当市における下水道使用料は、基本水量 10 立方メートルを含む基本使用料が県内自治体の中で最も高く、11 立方メートルを超える従量使用料は、11 立方メートルから 60 立方メートル、61 立方メートル以上の 2 段階の逡増従量使用料制で、その区分数が 2 区分と県内で最も少ない設定数となっております。また、一般家庭の使用料（20 立方メートル/月）は、全国平均を上回り、全国的にも上位に位置しております。

こうしたことから、今回、基本水量を含めた基本使用料、従量使用料の設定区分数や単価設定を見直すこととし、改定案を試算しています。

◆基本水量、基本使用料

基本水量については、使用水量が反映せずに使用料に含まれることから、基本水量以内の利用者には不公平感がありますが、使用水量の多寡に関係なく収入できることから、事業経営の安定性の観点では、有利な設定方法と考えております。

しかし、近年、核家族化や節水機器の普及により、世帯あたりの使用水量が減少傾向にあり、当市の使用水量（平成 30 年 11 月請求分）で見ましても、10 立方メートル以下の利用者件数が 28.6%と高い状況となっております。こうした状況で、基本水量を廃止した場合には、従量使用料へ転嫁する金額が大幅に増加し、使用水量に応じて多くの利用者の負担が大幅に増加します。今回は、基本水量を引き下げることで、少しでも不公平感を解消し、基本水量 10 立方メートル以内の小口利用者への使用料の減額を行おうとするものです。こうした中、下水道使用料で賄うべき維持管理経費のうち、使用水量の多寡に関係のない固定的経費が、現行の使用料単価と同額程度で算定されるため、基本使用料 1,500 円（税抜き）は据置き、基本使用料に含めている 1～10 立方メートルの 1 立方メートル当たりの単価 120 円（税抜き）も同額程度で算定されるため、据え置いています。このため、今回の改定では基本水量のみ 5 立方メートル減少させることで、基本使用料を 600 円（税抜き）引き下げることであります。

◆従量使用料

従量使用料については、設定区分が 2 区分と少なく、従量使用料の最低使用料単価 120 円（税抜き）を適用する使用水量が 60 立方メートルまでと高く、61 立方メートル以上は同じ単価 180 円（税抜き）に設定していることから、県内の自治体に比べ大口使用になるほど使用料が低く抑えられた使用料の設定となっております。

また、算定対象期間（平成 31 年度から平成 33 年度）については、コスト削減に向けた統廃合事業などの効果が見込まれず、今後、利用者数及び使用水量の減少が見込まれるため、使用料対象経費の減少は見込めません。

こうしたことから、基本水量引き下げによる基本使用料の減収分は、従量使用料に転嫁することになります。累進区分数 2 区分と少ないことから、2 区分のままで単価設定した場合には、基本水量 10 立方メートルを超える利用者には、大幅な増加が見込まれます。また、この区分数は県内で最も少ない状況であり、従量使用料の累進区分数の設定を現行 2 区分から 6 区分に増やすこととしています。

◆改定案

上記で設定した基本水量、基本使用料、従量使用料を水量ごとの区分で、「下水道使用料の基本的考え方」に基づき、水量区分ごとの需要の変動による使用料を算定し、改定案を 9 案試算して、水量ごとに負担割合の増減幅を勘案し、検討してきております。

検討した結果、今回算定した改定案 B4 が、全改定案中、基本使用料は、なお県内で最も高いものの、600 円（税抜き）の引き下げとなります。また、引き上げとなる 21 立方メートル以上の使用水量区分ごとの増額幅は、全改定案ともに 60 立方メートルが一番高い増減割合となります。この増減割合を全改定案で見ますと、3 番目に低く、また市内最大の 5,000 立方メートルでも 3 番目に低いものとなっております。増額割合が低い改定案 B、B2 では、基本使用料の引き下げ額が 100 円（税抜き）に留まることから、今回提案する改定案 B4 が、基本使用料の引き下げ額、21 立方メートル以上の引き上げ割合など総合的にバランスが良いものとなっております。

2. 下水道使用料に係る生活保護減免制度の廃止について

(1) 生活保護減免制度の経緯

丹波市では、平成16年11月の合併時に当たり、旧各町の減免制度の状況を勘案して、減免制度の統一を行っております。合併前の旧町においては、基本料金の全額と超過料金の2分の1、基本料金の全額、基本料金の2分の1とそれぞれ減免基準は違うものの、生活扶助を受けている使用者に対して、基本料金を全ての旧町で減免を行っていたことから、合併後も引き続き、基本料金の全額を免除として制度化し、現在まで継続しています。

(2) 丹波市における生活保護減免制度の状況

生活保護法に係る下水道使用料の減免対象件数と年間の減免見込は、平成30年3月31日現在、対象者52件、年間減免見込額は、現行使用料で1,819,584円、改定案B4では、1,415,232円となります。

その事業別の状況は、次の表となります。

生活保護減免件数と年間減免見込額

単位：件、円

事業	件数	年間減免見込額	
		現行使用料	改定案B4
公共	21	734,832	571,536
特環	25	874,800	680,400
農集	6	209,952	163,296
コミプラ	0	0	0
合計	52	1,819,584	1,415,232

(3) 県内他市の減免制度の状況

県内29市の状況については、加古川市の調べ（平成29年8月現在）において、減免制度のある市が8市、過去に有していたが現在は廃止した市が5市となっています。

生活保護減免の制度のある市

市(8市)	減免内容
加古川市、豊岡市、高砂市、加西市	全部免除
芦屋市、宝塚市、養父市、丹波市	一部免除

近年生活保護減免制度を廃止した市

市(5市)	減免内容	廃止時期
西宮市	一部免除	平成18年3月31日
神戸市	一部免除	平成18年9月30日
尼崎市	一部免除	平成21年3月31日
明石市	全部免除	平成25年9月30日
川西市	一部免除	平成29年3月31日

(4) 廃止に向けた考え方

当市の下水道事業は、平成 27 年度から公営企業会計方式による経理を行っており、独立採算を基本原則として、事業活動のために必要となる費用は、その使用者から使用料によって賄う受益者負担が原則とされています。

生活保護受給者に対する減免制度は、この原則に反するものであり、受益者負担の公平性を損なうもので、公営企業の制度で設定すべきものではないものであります。

また、生活保護受給者に対する保護費には、厚生労働省社会保障審議会資料から、生活扶助費には、光熱水道費として電気代、ガス代、灯油代、上下水道料が含まれていることとされており、下水道使用料の生活保護受給者の減免を行うことは、二重給付に当たることや、受益者の公平性も損なうと判断できます。

さらに、県下で最高値の基本使用料については、今回の改定を行いますと、基本使用料が 648 円引き下げとなります。

こうしたことから、合併後続けてきた減免制度については、受益者の負担の原則に立ち公平性を保つため、制度廃止する方向が望ましいと考えます。

(5) 今後の方向性

- ①廃止日 平成 32 年 4 月使用分から
- ②廃止制度 生活保護法に係る減免制度を全廃止

＜参考＞

丹波市下水道条例 (使用料の減免)

第 42 条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料を減額し、又は免除することができる。

丹波市下水道条例施行規則 (使用料の減免)

第 38 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 42 条の規定により、別表のとおり使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項第 1 号の生活扶助を受けているとき。
- (2) 非常災害等により、被害者が著しく生活困窮の状況にあるとき。
- (3) 給水装置の漏水により、検針水量が異常であると認めるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特別の理由があると市長が認めるとき。

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例 (使用料の減免)

第 24 条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第 12 条の使用料を減免することができる。

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例施行規則 (使用料の減免)

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 24 条の規定により、別表のとおり使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項第 1 号の生活扶助を受けているとき。
- (2) 非常災害等により、被害者が著しく生活困窮の状況にあるとき。
- (3) 給水装置の漏水により、検針水量が異常であると認めるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特別の理由があると市長が認めるとき。

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に定める申請書を市長に提出するものとする。

- (1) 前項各号(第 3 号を除く。)に定めるもの 下水道使用料減免申請書
- (2) 前項第 3 号に定めるもの 漏水による下水道使用料等減免申請書

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査の上、減額又は免除の可否等を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

3. 下水道使用料改定の概要について

(1) 改定の理由

当市の下水道使用料は、平成 16 年の合併以降も旧町ごとの料金体系としており、下水道事業運営審議会の答申を得て、平成 23 年 4 月使用分から市内統一した料金体系として現在に至っております。

こうした中で、現在、基本水量 10 m³を含む基本使用料は高めに設定し、従量使用料では、累進制の設定区分数が 2 段階のため、県内他自治体の使用料と比較した場合、小口使用者ほど割高で、大口使用者になるほど割安になっている状況です。

現在の下水道使用料は、合併後の旧町ごとの料金体系を統一する目的を第一に見直しを行っており、今後の水需要の減少や市内の世帯当たり人口の減少（H27.10 月国勢調査 2.87 人）などに対応する必要があることから、下水道使用料の基本水量、基本使用料、従量使用料の単価や累進制区分数などの見直しを行い、使用料収入総額は確保しつつ、使用水量ごとの負担割合を見直しするものです。

(2) 下水道使用料改定の主な内容

①改定時期	平成 32 年 4 月使用分から
②基本水量	現行 10 m ³ を 5 m ³ に変更する。
③累進制区分数	現行 2 区分を 6 区分とする。
④基本使用料	現行より引き下げ、近隣市単価に近づける。
⑤0～20 m ³ /月当たりの改定幅	現行より引き下げる。
⑥21 m ³ 以上/月当たりの改定幅	現行より引き上げるが、今回引き下げる範囲内に抑える。
⑦5,000 m ³ /月当たりの改定幅	引き上げ幅を現行の 20%増以内に抑える。

(3) 下水道使用料の見直しの考え方

当市の下水道は、昭和 40 年に公共下水道の整備を開始して以来、旧町ごとに生活環境の改善や公共用水域の水質保全を目的として整備を推進し、全事業合わせて 35 処理区の整備がほぼ完了し、普及拡大の時代から維持管理の時代を迎えております。

一方、下水道を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型機器の普及等による下水道使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う維持管理、改築更新コストの増加などにより、今後、ますます厳しさを増すことが予測され、将来においても経営の健全性を維持するためには、「丹波市下水道中期ビジョン」に基づく処理施設の統廃合によるコスト削減を進めながら、収入の根幹である下水道使用料を確保していく必要があります。

こうした状況の中、下水道事業の経営状況、使用者数や使用量の状況を勘案しながら、適正な下水道使用料の試算を行い、概ね 3 年から 5 年ごとに見直しを行っていきます。